市認定指定袋制について

■市認定指定袋制とは

- ○市がごみ袋の透明度、材質、袋表面の印刷内容等の規格を定め、市が袋製造業者から申請されたごみ袋を認定し、認定されたごみ袋は市内のスーパー、ホームセンター、酒販店、コンビニエンスストア、薬局などの小売店で自由な価格(一般的には1枚10円程度)で販売される。このごみ袋代にはごみ処理費用は含まれない。
- ○多くの市では袋製造メーカーが小売店に卸してごみ袋を販売しているが, 兵庫県三田市のように,市が袋製造メーカーから購入し,市内小売店でそれを委託販売している例も見られる。
- ○ごみ袋は、1種類のみもあれば、大・中・小等の数種類を指定袋としている場合もある。

〔豊中市〕10 ½, 15 ½, 30 ½, 45 ½ の 4 種指定袋で可燃ごみから資源ご み全てに共通使用可能

[尼崎市] 3つ (10 %, 30 %, 45 %) の大きさで全ごみ種共通 [大津市] 45 % のごみ袋 1 つのみで全ごみ種共通

○豊中市のごみ袋の例



- 注 1. 寸法 a は、縦寸法の 1/4、寸法 b は、横寸法の 1/6 とする。
- 注2. 文字等の大きさ、レイアウトは問わないが、承認申請時に印刷レイアウト図を提出 すること。
- 注3. 網掛け部分は該当するものを記入。
- 注4. ****には承認番号を記入すること。